

大牟田市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大牟田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬及び費用弁償等の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等の範囲)

第2条 報酬及び費用弁償を支給する役員等の範囲は、定款第18条に定める役員及び同第26条に定める顧問並びに同第6条に定める評議員及び同第34条に定める部会及び委員会の委員とする。

(報酬)

- 第3条 定款第18条に定める会長には、別表第1に定める報酬を支給する
- 2 定款第18条に定める常務理事の報酬は、別に定める。
 - 3 常務理事には、前項に定める報酬のほか付加報酬を支給することができる。
 - 4 前項に定める付加報酬の支給額は、会長が別に定める。
 - 5 会長及び常務理事が就任、任期満了による退任、辞任及び解任又は死亡したときは、その月分の報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して報酬を支給しない。
 - 6 会長及び常務理事を本会以外の職に就いている者が兼務する場合は、前5項の規定は、適用しない。

(費用弁償)

第4条 役員等（会長及び常務理事を除く。）が、本会が開催する会議等に参加したときは、別表第3に定める費用弁償を支給する。

(会議等)

第5条 本会が開催する会議は、次のとおりとする。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 監査
- (4) 各種部会及び委員会
- (5) 生活福祉資金審査会
- (6) その他、会長が必要と認める会議

(出張旅費)

第6条 役員等が会長の命令又は依頼により、本会の業務のため出張するときは、旅費を支給する。

- 2 旅費の種類及び旅費の計算その他必要な事項は大牟田市社会福祉協議会役員等の旅費支給規程を適用する。

(その他必要な事項)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会費用弁償規程（昭和55年4月1日施行）及び社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会常務理事の報酬等に関する規程（昭和62年7月1日施行）は廃止する。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成31年3月5日から適用する。

付 則

この規程は、令和6年6月10日から適用する。

別表第1（第3条第1項関係）

役 職 名	報 酬 の 額
会 長	月 額 50,000円

別表第2（第3条第2項、第3項及び第4項関係）

役 職 名	報 酬 の 額
常 務 理 事	年額 5,000,000円以内

別表第3（第4条関係）

会 議 名	費 用 弁 償 の 額
理 事 会 評 議 員 会 部 会 委 員 会 生活福祉資金審査会	日 額 2,000円
監 査	日 額 4,000円
その他、会長が必要と認める会議	日 額 2,000円